

会議議事録

2017年1月31日

宮田村役場建設課

会議 タイトル	第1回 宮田村景観審議会
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 村長挨拶 4. 会長及び副会長の選出 5. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・景観審議会の役割について 6. 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・宮田村景観計画について 7. その他 8. 閉会
日時	2017年1月17日（火） 午後4時00分から午後6時50分まで
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委員：浦野宗明、竹平考輝、田中千穂、太田保、吉澤小百合、須永次郎、保科茂雄 窪田守男、小田切隆幸、林明範、天野早人、三浦典子、矢田典和</p> <p>進行：平澤隆靖（宮田村役場建設課係長）</p> <p>書記：事務局：熊谷良太郎（宮田村役場建設課）</p> <p>説明者：報告事項：事務局：熊谷良太郎（宮田村役場建設課） 協議事項：事務局：熊谷良太郎（宮田村役場建設課）</p>
欠席者 (敬称略)	委員：新谷久男
議事 (敬称略)	<p>1. 開会挨拶 (事務局：原建設課長)</p> <p>会議に先立ちまして、確認をお願いします。</p> <p>後ほど審議会の役割についてはご説明をさせていただきますが、景観計画が施行されて4月以降になると個人に関わる審議も出てきます。その際には、個人情報の観点から公開しない場合もあるとは思いますが、基本的にはこの審議会は議事録の発言者の氏名入りでの公開やホームページでの閲覧、記者の方の写真やビデオ撮影も許可してまいりたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>2. 委嘱状交付 (事務局：原建設課長)</p>

まず始めに、委員の皆様に村長委嘱状を交付いたします。

(小田切村長)

【委嘱状交付】

3. 村長挨拶

(事務局：原建設課長)

それでは、小田切村長よりご挨拶申し上げます。

(小田切村長)

ご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

この景観審議会でありますが、それぞれのお立場の方にお集まりいただいています。多様な観点からの宮田村の景観をどうするか審議をお願いしたいと思います。

4月1日から実際に景観計画を発効していくわけですが、形になっていたものに魂を入れていく大事なところになります。

村づくりの基本目標は「人と自然に優しい宮田村」であり、そういった背景も条例、規則に入れたものになっています。

また、この景観審議会につきましては大きな権限が用意されているので、しっかりご協議をいただきたいと思います。

宮田の素晴らしい風土を守りつつ、あるいは開発等もあるわけですが、いずれにしても宮田村に転入してきている方に話を聞くと、コンパクトな村であると。それは、病院、スーパー、学校、保育園など近いところにあること。それとあわせて、景観の素晴らしさがあるということがあります。

開発等についても大事な景観を守りつつ村が発展できればと思っております。

ぜひ皆様のお力添えをお願いいたします。

(事務局：原建設課長)

ありがとうございました。それでは事務局から審議会の成立について報告いたします。

(事務局：平澤建設係長)

事務局から報告します。本日出席は委員総数14名の内、13名です。

宮田村景観条例第36条第2項により、過半数の委員の方が出席されていますので会議が成立したことをご報告いたします。

新谷委員はご都合により欠席の報告をいただいております。

(事務局：原建設課長)

それではこれより村長により進行してまいります。

4. 会長・副会長選出

(小田切村長)

それでは、会長および副会長の互選に入っていきたいと存じます。

まず会長につきまして、立候補なり推薦なりあればお願いしたいのですがいかがでしょうか。

【立候補、推薦なし】

いらっしゃらなければ事務局からの腹案をご提案申し上げてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それでは事務局からの案をお願いします。

(事務局：平澤建設係長)

事務局の案として、景観計画策定委員会で副委員長に就いており、学識経験も豊富な浦野委員を会長にご推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(小田切村長)

ただ今事務局より会長に浦野委員を推薦させていただきましたがいかがでしょうか。

【異議なしの声】

ご異議が無いようですので、浦野委員を会長に選出することをお願いします。

続きまして副会長ですが、どなたかご意見等ある方いらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

【立候補、推薦なし】

いらっしゃらなければ事務局からの腹案をご提案申し上げてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局：平澤建設係長)

事務局の案として、副会長の選出につきましては、同じく学識経験が豊富な窪田委員を副会長にご推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(小田切村長)

ただ今事務局より副会長に窪田委員を推薦させていただきましたがいかがでしょうか。

【異議なしの声】

では浦野委員に会長を、窪田委員に副会長をそれぞれお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局：原建設課長)

ここで大変申し訳ございませんが、村長は公務がありますので、退席させていただきます。

【村長退席】

(事務局：原建設課長)

それでは浦野会長には会長席に移動していただいてご挨拶と以降の進行をお願いいたします。

(浦野会長)

今回の委員には策定委員会のメンバーも多く、心強い気持ちです。

また、今回は初めての審議会でございますので、改めまして委員の皆様から自己紹介をお願いします。

名簿順で、本日新谷委員は欠席ですので、竹平委員より順番にお願いします。

【委員自己紹介】

続いて事務局から自己紹介をさせていただきます。

【事務局自己紹介】

(浦野会長)

ありがとうございました。本日の議事録署名人として、竹平委員と田中委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は初めての審議会ということもあり、皆様から1回はご意見をいただけたらと思いますので、積極的な発言をお願いいたします。

それでは本日の案件について事務局から説明をお願いします。

5. 報告事項

(事務局：平澤建設係長)

それでは、報告事項に入る前に、資料の確認をいたします。

事前に資料として、次を配布させていただいております。

資料1 : 次第

資料2 : 景観審議会委員名簿

資料3 : 宮田村景観審議会の役割について

資料4 : 宮田村景観条例

資料5 : 宮田村景観条例施行規則

資料6 : 宮田村景観計画(案) (資料番号なし)

資料7 : 宮田村景観計画(案) 概要版 (資料番号なし)

資料8 : 景観計画発効までのスケジュール

資料9 : パブリックコメントについて

資料10 : 講演会案内

となっております。

また、本日新たに(追加資料1)正誤表をご用意させていただきました。

以上になりますが、不足しているものがありましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。資料については以上です。

続きまして、次第に沿って景観審議会の役割について、報告を行います。

(事務局：熊谷)

それでは説明させていただきます。

まず、宮田村は長野県からの同意を得まして、平成28年12月1日に景観法に基づく景観行政団体になりました。

これを受けまして、景観法に基づく宮田村景観計画および景観条例による、良好な景観形成を推進していきたいと考えています。

また、計画、条例ともに、景観行政団体への移行にあたりまして、景観計画策定委員会で検討を重ね、長野県と協議する際に案としてまとめており、今後の策定の手続きを経まして平成29年4月1日より計画が発効、条例を全面施行していきたいと考えております。

続いて(資料3)宮田村景観審議会の役割をご参照ください。

景観計画、景観条例の推進にあたりましては、『景観審議会の根拠』にもありますように、景観に関する知識を有する方、関係団体を代表する方、公募された方、関係行政機関の職員から構成され、良好な景観の形成に関する景観施策をご審議いただくため、この宮田村景観審議会を設置するものになります。

景観審議会の役割ですが、本日の協議事項として景観計画について、『審議会の役割』の1つ目にもありますように、景観条例第6条第3項にて村長が景観計画の策定お

よび変更をするときは審議会の意見を聴かなければならないと規定されていますので、後ほどご審議をお願いする形となります。

他にも、『審議会の役割』の6つ目の様に、景観重要建造物や景観重要樹木などの指定の際には審議をいただくことがございます。

また、会議の開催予定ですが、年2回程度を定例開催とし、必要に応じて開催をしていくという形になりますのでよろしくお願いいたします。

この必要に応じてというのは、例えば、『審議会の役割』の2つ目にあります、不適合行為にかかる助言や指導に対して、審議会の意見を聴くことが必須となっていますので、そのような案件が出てきた際には審議会を開催していきます。

その不適合行為を含む審議会の位置付けを2ページ目に図示してありますのでまたご確認ください。

この図中に、『部会』という記述がありますが、この部会とは、良好な景観の形成に必要な事項について専門的な調査研究を行うために景観審議会の中に設置されるものです。

また、『景観アドバイザー』は、届出や協議の前の段階や、計画が実施される段階で具体的な色やデザインについて村担当者や事業者に対し、指導や助言に対する意見、支援をする事ができるという役割を担っています。

説明は以上です。

(浦野会長)

それでは今の説明に対してご質問等ありますでしょうか。

【質疑なし】

(浦野会長)

続いて協議事項の宮田村景観計画について事務局よりお願いします。

6. 協議事項

(事務局：熊谷)

それでは説明させていただきます。

先ほどの報告事項と重複する部分も出てきますがご了承ください。この計画は景観計画策定委員会で検討を重ね、長野県と協議する際に案としてまとめたものになります。

多くの議論を重ねていただけてきた計画で、ボリュームがありますのでポイントを絞って説明をさせていただくとともに、第3章の説明後一旦質疑の時間を取っていただけてよろしいでしょうか？

(浦野会長)

分かりました。

(事務局：熊谷)

ありがとうございます。それでは策定の経過になります。(資料7)景観計画概要版の8ページにもありますように、宮田村では、特徴を生かした景観行政を進める必要、村の存続と自律のむらづくりのために景観への取り組みが不可欠であることが分かり、2014年から本格的に景観計画策定のための調査や検討活動を行ってきました。

4回の景観を考える会の議論、9回に渡る策定委員会の議論や本日最後にご案内いたします早稲田大学の佐々木教授による講演会、委員有志による勉強会、住民説明会などを経

て景観計画案として出来上がりました。

次に、(資料8) 景観計画発効までのスケジュールをご用意ください。今後の予定になります。本日の審議会を経て1/20から景観計画のパブリックコメントを行っていきます。実施場所などの詳細は(資料9) パブリックコメントの実施についてをご参照ください。

2/19パブリックコメント終了後、2/20～2/22で開催したいと考えています第2回の景観審議会を経て都市計画審議会の意見を徴収し、公示・縦覧を一ヶ月行い、4/1からの景観計画発効、という流れになります。

続いて、計画本文に入ります。(資料6) 景観計画案、(資料7) 景観計画概要版、(追加資料1) 正誤表をご参照いただきながらお聞きください。

まず、追加資料で正誤表がありますように今回内容に関わるミスがいくつかありました。大変申し訳ございません。

今回の修正、本日の審議会に出た意見含め、できる限り修正したものをパブリックコメントにかけていく形となります。

また、この修正以外でも気づいたところがあれば本日の審議会の質疑の時間でもかまいませんし、最終的に公示の際に完成版を出していく形になります。

そのため、パブリックコメント中でもかまいませんので事務局までご一報いただければと思います。

それでは、第1章から説明いたします。ここでは、宮田村の景観の特徴と景観計画の目標を述べています。

土地利用の変遷や、一万年にも及ぶ歴史から、『地形をはじめとする自然環境と歴史と人々の暮らしの蓄積が作る、ゆるぎなき宮田村の基本的景観と、互いを気遣うコミュニティの景観、この二つがともに響きあっていること』を特徴としてとらえています。

また、その特徴から、景観計画の目標を「自然と歴史と人々の暮らしの蓄積によって形成された基本的景観と、コミュニティによって育まれる景観を、ともに維持、継承し、さらに磨いていくこと」としました。

第2章では、景観計画の区域を定めています。

(資料6) 景観計画案、10ページの図をご覧ください。村全域を景観計画の対象範囲とし、地形と土地利用に即した地域区分を設定して区域ごとにその特性を理解し、これを生かした景観作りの方針やルールを定めています。

宮田村を5つの基本区域に区分し、それに加えてより丁寧な景観形成をはかるために、2つのサブ区域という区域を設定しました。

1つは多くの人に利用される景観上重要な動線としての道を指定することで、そこからの眺めや道沿いの景観を整えていく景観体験軸、沿道区域。

もうひとつは、風土の中で営まれてきた人々の暮らしがおのずと築いてきた調和と特色のある街並みのある歴史保全区域の2つになります。

第3章では、景観形成に関する方針を定めています。

第1章の目標を達成するための基本的考え方として基本方針を定め、第2章のそれぞれの区域の特徴ごとに目指すべき景観像、それに向けた景観形成の方針を示しています。

第3章までは以上です。

(浦野会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(竹平委員)

10pの地域区域の色分けが分かりづらいので色を増やすなど分かりやすくしてほしい。策定委員で長い間議論してきたので私はすぐに分かりませんが、住民が見た場合に分かりづらいと思います。

また、1点確認をお願いします。

形成方針に記載があるので問題はないと思いますが、7-②のように、市街地区域と歴史保全区域の様に基本区域とサブ区域の重なりがある箇所についてはどちらの区域を優先するとか、どういう方針を取るのがよろしかったでしょうか。

(矢田委員)

策定委員会の中でも議論がありましたが、基本区域の基準を基本としてさらにサブ区域を努力目標としてより意識して誘導していきましょうという考え方でいいと思います。

(浦野会長)

何か分かりやすい記載が必要でしょうか。

(天野委員)

9p中段に、『上記基本区域の上に重ねて』と書いてあるので、この通りでいいと思います。

(太田委員)

意見をひとつお願いします。文化財についてですが、蔵などについて守りたいのは分かりませんが、力を強く入れすぎても費用面、管理面など行政的に困るところも出てくると思うので、あまり前面に出しすぎない方がいいと思う。

ただ、力を入れてくれれば非常にありがたいです。

(三浦委員)

歴史保全区域について、家の一つ一つが区域の顔として出てくる箇所になる。すごいシビアな部分ではあるが努力目標で計画に入れたいとして入れたところがあるが、ここまで歴史保全区域の人たちに良いイメージで選ばれたことが分かる。負担になって守ることが重いマイナスのイメージにならないようにしていきたい。

本文には『地域の方々に確認しながら』という記載もありますが、4つの区域の方々に丁寧の説明していくのが大事だと思います。

(浦野会長)

景観体験軸という言葉について、区域ではなく軸という記載であり、分かりにくいかもしれませんが補足等は必要でしょうか。

(事務局：原建設課長)

32pサブ区域の目的に書いてある部分を体験軸という形に置き換えていただければ内容は読み取れるとは思いますが、道路を見ながら移動しながら宮田の景観を通りとして体験し、見ていくということを経験体験軸という呼びかたにしているという認識です。

ただ、分かり辛いところもありますので、景観計画本文の中にあるコラムといったところ、31pの空きスペースなどで補っていくのもいいかと思います。

(浦野会長)

補足があった方が分かりやすいかとも思いますので、ここに限らず分かりにくいところ

は何らかの形で補ってほしいと思います。

(浦野会長)

他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【質疑なし】

よろしければ続いてお願いします。

(事務局：熊谷)

第4章では、行為の制限を定めています。

他市町村の状況や、調査の結果、策定委員会の議論より設定された制限になっています。

まず、建築などの行為の際に届出が必要になるかを40ページの表で判断します。その結果届出の対象となれば42ページからの該当箇所の形成基準に従って行為を行っていただくこととなります。

サブ区域については、基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した事項に配慮していただくこととなります。

第5章では、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針を定めています。

歴史的な建造物や樹木については、文化財として保存をはかるものがありますが、文化財でなくても景観資源となるものに光を当ててそれらを景観重要建造物や景観重要樹木として指定し、景観形成を進めます。

指定することで所有者や管理者は管理の義務などが生じますが、管理の費用負担の軽減などが可能となります。

この章ではその指定の考え方を示しています。

第6章では、その他の景観形成のために重要な事項として、屋外広告物に関する事項、公共性の高い施設の整備に関する事項、営農と農地の景観に関する事項についてそれぞれの取り組みの方向性を示していきます。

第7章では、景観形成に向けての方策として、成果のあるきめ細かい運用による景観形成のための方策や、むらづくりとして行われるさまざまな活動との連携が可能な総合的な景観作りのための体制作りを示しています。

以上で、宮田村景観計画について説明を終わります。

(浦野会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(矢田委員)

策定委員会の中で要望した風景と景観について補足説明を頂いたのは大変ありがたい。

ただ、そのコラム(文中では collum)という表記、何かわかりやすいものに変えられないか。

(浦野会長)

他にも聞きなれない英語表現など、分かりにくいものは分かりやすい表現にして下さい。

他にも、本文、概要版ともに字が小さい。多くの人、高齢の人なども見ることも含めて、この字の大きさが良いかどうか検討してください。

(事務局：原建設課長)

事務局的にはもう少し大きくても良いかと考えています。文字が小さくても行間があいたほうが見やすいという考えもありますし、いかがでしょうか。

(矢田委員)

概要版はどのくらい印刷する予定でしょうか。その意図として、全戸配付するのか、窓口において行為を行う方を対象に配付しているのかを確認したいので教えてください。

(須永委員)

設計で他の市町村の概要版を見たりするが、要点をまとめてコンパクトな内容にしないところを見たらいいのか分かり辛い。

枚数を絞って概要だけでまとまっている方が資料としては見やすい。深く計画を知りたいのであれば、本文を見やすさを重視すれば対応できると思います。

(事務局：原建設課長)

概要版はもっと内容を絞っていいというお考えでしょうか。

(須永委員)

今は趣旨など全体を含んだ読みものになっているので、内容を把握するにはこの程度でいいかと思いますが、業者などの制限を見たい人にとってはもう少しコンパクトな資料でいいと思います。

(事務局：原建設課長)

ありがとうございます。方向としてご意見をいただいております。

(矢田委員)

概要版の用途は全戸配付でよろしいですか。本文の全戸配付はしないと思いますが。

(事務局：原建設課長)

事務局としては概要版の全戸配付を考えています。

(吉澤委員)

私もこの概要版が全戸配布されたときには見づらいのでもう少し見やすいほうがいいと思います。

(竹平委員)

業者にも配布しますよね。

(浦野会長)

思い入れがしっかりこもっている概要版になっていて、書きたい気持ちは分かるが省略も必要だと思う。

(竹平委員)

先ほどからの意見のように、これをどう使うかによって内容が変わってくるものになる。

全戸配付のときに説明は必要で、全部を簡略化した資料は必要。

コントロールしていくには今の基準や、方針などは別の資料でそういう冊子があってもいいと思う。

全戸配付で皆さんに分かっていただくのであれば、基準のところは別に置いておいて、こういう考え方ですというのを多めに持ってくるのもいいかと思う。変えられるかは別として。

(浦野会長)

では、全戸配付の時には文字の大きさ、読みやすさを重視してください。

(事務局：原建設課長)

概要版は4月以降に配付していくものであります。業者の都合等もあり3月中に印刷はしますが、ぎりぎりまで検討していきたいと思えます。

また、パブリックコメントは本文とその抜粋版ということで概要版は付けていきますが、配布用の概要版についてはもう少し詰めることができるのではないかと考えていますので、皆さんの意見を反映できるようにしたいと思います。

(浦野会長)

あと何点かお願いします。

国道は153号で、『線』はつかないので修正してください。

本文21pの各地区の写真の位置付けは何かタイトルをつけてほしい。

三風の会のモデルデザインがあるが、これは他市の実在する社名が入っている。これでよろしいのか。

(窪田委員)

私も実名が入っているのはどうかと思えます。

(須永委員)

載せるのなら実物の写真を撮るか、村内の写真を使った方がいいのでは。村内の写真なら意見が出てきても差替えることが可能だと思えます。

(吉澤委員)

65p左上の図、この状態が悪い例という誤解を与えるのだとしたら載せる必要はないのではないのでしょうか。

(林委員)

65pの誘導サインについて、電柱が中心にある写真となっているが、電柱無しで撮った方がいいのではないか。

(矢田委員)

明らかに会社名が入っている写真などはどうなのでしょう。

(三浦委員)

個々の家が写真に写ってくるが、個々の家を載せる際はそれぞれの家に話が必要ではないのか。また、この歴史保全区域についても周知を図っていった方がいいのではないか。

(浦野会長)

いくつか意見が出ましたが、事務局は今までの意見を参考にしたり、確認をしておいてください。

(浦野会長)

他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【質疑なし】

(浦野会長)

それでは7. その他について事務局からお願いします。

7. その他

(事務局：熊谷)

次第にはありませんが、その他として1点お願いします。

(資料10) 講演会案内として講演会のチラシを入れさせていただきました。

新聞等での記事をご覧になった方もいるかもしれませんが、今週の金曜日に景観計画の作成を委託し、また景観計画策定委員でもある早稲田大学の佐々木葉教授による講演会「できました。ふるさと宮田の心を育む景観計画案」が開催されます。

この計画ができたことで宮田村にどのような影響があるのかなどを、質問の時間も含めて分かりやすい講演会を行っていただけるとのことですのでご参加できる方にはぜひご参加いただきたいと思います。

(浦野会長)

本日の内容全体を通して何かご意見等ありますでしょうか。

(保科委員)

計画の中で細かな高さや色の規制など基準が出ているが、これは周辺の行政の基準に準じるものなのか、他市町村に比べて厳しくしたとか緩くしたとかそういったものがあれば教えていただきたいと思います。

(浦野会長)

高さや色が少し厳しいものになっています。

(須永委員)

高さは9m、他は10mという基準ですが、これは村内の調査をして、ほぼ例外はない形になっている。実情とあわせて設定しています。

(事務局：原建設課長)

高さについては他市を参考に決めているのに加えて、本文58pのコラムにもその辺りが説明されていて、宮田村の現状調査を踏まえたものになっています。

(天野委員)

誤字、脱字等はいつまでに報告すればよろしいでしょうか。

(事務局：原建設課長)

パブリックコメント開催中をお願いします。

それでは以上で会議事項を終わらせていただきます。ご協議いただきありがとうございます。ありがとうございました。

(事務局：原建設課長)

それでは、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、先ほどの説明にもありましたように2月下旬頃を目途に予定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

先ほどもお話しさせていただきましたが、講演会を1月20日に開催しますのでご自分の団体への周知など、ご協力をお願いします。

また、議事録につきまして、作成後指名させていただいた議事録署名委員の皆様にご確認いただきますのでよろしくをお願いします。

	<p>以上をもちまして、本日の宮田村景観審議会を閉会させていただきます。 ありがとうございました。</p> <p>【閉会】</p>
資料	<p>事前配布資料</p> <p>(資料1) 次第</p> <p>(資料2) 景観審議会委員名簿</p> <p>(資料3) 宮田村景観審議会の役割について</p> <p>(資料4) 宮田村景観条例</p> <p>(資料5) 宮田村景観条例施行規則</p> <p>(資料6) 宮田村景観計画 (案) (資料番号なし)</p> <p>(資料7) 宮田村景観計画 (案) 概要版 (資料番号なし)</p> <p>(資料8) 景観計画発効までのスケジュール</p> <p>(資料9) パブリックコメントについて</p> <p>(資料10) 講演会案内</p> <p>(追加資料1) 正誤表</p>